

# 異動と一緒に

# 国民年金



3月は就職や退職、引っ越しなど異動が多い時期。国民年金の被保険者の区分が変わる人は忘れずに届け出をしましょう。  
【広報ID】1003593

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の全ての人は、国民年金に加入することになっています。国民年金の加入者を「被保険者」といい、次の3つに区分されます。

区分	対象者	納付方法
第1号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者や学生、無職の人など	納付書か口座振替、クレジットカードで、自分で国民年金の保険料を納めます ※30年度の保険料は月1万6340円
第2号被保険者	70歳未満の会社員や公務員（厚生年金加入者や共済組合員） ※年金の受給資格のある65歳以上の人を除く	厚生年金保険料や共済組合掛金として、給料から天引きされます
第3号被保険者	第2号被保険者（65歳未満）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	自分で納める必要はありません。保険料は配偶者の加入する厚生年金保険または共済組合が負担します

## 第1号被保険者の制度

### 保険料の免除・猶予と学生納付特例制度

所得の減少や退職、災害などで保険料の納付が困難なときは、保険料の免除や納付の猶予を受けられる場合があります。また、大学や専門学校などに在学中の保険料を、卒業後に納める学生納付特例制度もあります。

いずれも申請が必要です。申請に必要な物については医療助成年金課か盛岡年金事務所にお問い合わせください。

### 前納制度

保険料をまとめて前払いすると割引になります。1年度分で3480円、6カ月分で800円が割引かれます（30年度現金納付の場合）。

○現金納付  
2年前納も可能です。手続きが必要ですので、お問い合わせください。

○口座振替  
前納（2年度分・1年度分・6カ月分）のほか、当月末振替※1も割引を受けられます。年金手帳と通帳、届出印を持参し、金融機関か盛岡年金事務所まで手続きしてください。

※1 本来の納期限よりも1カ月早く口座から振り替える方法

### 付加保険料制度

保険料と別に月々400円を追加で納めると、受給額を増やすことができます。免除・猶予期間中や国民年金基金※2加入者を除きます。

※2 第1号被保険者が基礎年金を上乗せする制度

### 国民年金被保険者の手続きの例

こんなとき	必要な手続き	必要な物
20歳になった	住民登録がある市区町村で資格取得の届け出 ※第2号被保険者（厚生年金や共済組合に加入している人）は不要	本人確認ができるもの（運転免許証やマイナンバーカードなど） ※学生納付特例の申請をする人は、学生証または在学証明書も必要
他市区町村への転入・転出	異動先の市区町村で国民年金の住所変更 ※第2号被保険者と、第3号被保険者（配偶者に扶養されている人）は勤務先で手続き	年金手帳
海外へ転出（外国人も含む）	転出前の市区町村で資格喪失か任意加入	年金手帳 ※任意加入する人は、通帳と届出印も必要
海外から転入（外国人も含む）	転入先の市区町村で資格取得	年金手帳とパスポート
就職	厚生年金や共済組合に加入すると第2号被保険者になり、勤務先が手続きします。詳しくは、勤務先にご確認ください	住民登録がある市区町村で第1号被保険者への変更 ※被扶養者になっていた配偶者（第3号被保険者）も、第1号被保険者への変更が必要
20歳以上60歳未満の人が退職した	住民登録がある市区町村で第1号被保険者への変更 ※被扶養者になっていた配偶者（第3号被保険者）も、第1号被保険者への変更が必要	年金手帳と退職日が分かる書類（健康保険資格喪失証明書や離職票、雇用保険受給資格者証など）
厚生年金や共済組合に加入している配偶者の扶養に入る	配偶者の勤務先が第3号被保険者の手続きをします。詳しくは、配偶者の勤務先にご確認ください	年金手帳と配偶者の年金手帳または基礎年金番号が記載された書類
配偶者（第2号被保険者）が65歳になった	住民登録がある市区町村で、第3号被保険者から第1号被保険者への変更	年金手帳と扶養から外れた日が記載された書類（被扶養者資格喪失証明書など）
厚生年金や共済組合に加入している配偶者の扶養から外れる	病气や事故などで一定の障害基礎年金を受給できる場合があるので、詳しくは、医療助成年金課か年金事務所にご確認ください（加入状況や保険料納付などの要件があります）	年金手帳と扶養から外れた日が記載された書類（被扶養者資格喪失証明書など）
病气や事故などで一定の障害基礎年金を受給できる場合があるので、詳しくは、医療助成年金課か年金事務所にご確認ください（加入状況や保険料納付などの要件があります）	※本人以外が手続きをする場合は、本人の印鑑と手続きをする人の身分証を持参してください	

### 年金受給者の手続きの例

こんなとき	必要な手続き	必要な物
引っ越し	住所変更	年金証書
年金を受け取る金融機関の変更	受取機関変更	年金証書と変更先の金融機関の通帳
年金証書の紛失	再発行	本人確認ができるもの（運転免許証や保険証など）
氏名の変更	年金受給者氏名変更	年金証書と戸籍抄本または住民票、新氏名の通帳

※本人以外が手続きをする場合は、本人の印鑑と手続きをする人の身分証を持参してください  
※届け出先はいつでも年金事務所。届け出用紙は市区町村の窓口にもあります



## 受給資格期間短縮のお知らせ

老齢年金を受給するために必要な資格期間が昨年8月に見直され、25年から10年に短縮されました。新たに受給対象になる人には、日本年金機構から年金請求書（黄色の用紙）が送付されています。手続きが済んでいない人は、至急盛岡年金事務所へお問い合わせください。

### ●お問い合わせ・手続き先

- 医療助成年金課年金係（市役所本館2階）… ☎626-7529  
✉iryounenkin@city.morioka.iwate.jp
- 都南総合支所税務福祉係（津志田14）… ☎639-9058
- 玉山総合事務所健康福祉課（渋民字泉田）… ☎683-3869
- 盛岡年金事務所（松尾町）… ☎623-6211

# 後期高齢者医療制度

75歳（一定の障がいがある人は65歳）以上の人が加入する健康保険が「後期高齢者医療制度」。医療機関にかかるときの自己負担限度額や給付などについてお知らせします。【広報ID】1003614

## 医療費の上限（自己負担限度額）が変わります

加入者が医療機関で支払う自己負担割合は1割か3割ですが、1カ月にかかる医療費の自己負担限度額が定められています。表1・表2のとおり、8月から「一般」と「現役並み所得者」の自己負担限度額が変更されます。

### 8月からの変更点

- ①「一般」の外来の自己負担額限度額が4000円増額になります
- ②「現役並み所得者」は所得に応じて自己負担限度額が3つに分かれます

## 医療費の上限を超えた分は払い戻します～高額療養費～

医療機関での支払いが下の表の自己負担限度額を超えた場合、高額療養費として払い戻します。初めて該当したときは申請が必要ですが、2回目以降は自動的に指定口座へ振り込まれます。

表1 7月までの自己負担限度額（月額）

所得区分	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
全員が住民税非課税の世帯	8000円	1万5000円 2万4600円
住民税が課税されている世帯※2	一般	1万4000円 (年間上限14万4000円)
	現役並み所得者	5万7600円

※1 低所得者I：世帯全員の所得が0円（年金収入のみの方は年額が80万円以下）の人  
低所得者II：低所得者I以外の人

※2 過去1年以内に、外来+入院で高額療養費の支給を4回以上受けた場合、4回目以降は、7月までは、一般・現役並み所得者は4万4400円、8月からは、一般・現役並み所得者Iは4万4400円、現役並み所得者IIは9万3000円、現役並み所得者IIIは14万100円

表2 8月からの自己負担限度額（月額）

所得区分	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）
全員が住民税非課税の世帯	8000円	1万5000円 2万4600円
住民税が課税されている世帯※2	一般	1万8000円 (年間上限14万4000円)
	現役並み所得者I (課税所得145万円以上)	8万100円+ (医療費-26万7000円)×1%
	現役並み所得者II (課税所得380万円以上)	16万7400円+ (医療費-55万8000円)×1%
現役並み所得者III (課税所得690万円以上)	25万2600円+ (医療費-84万2000円)×1%	

太枠の中が変更点です

## 非課税世帯の人は忘れずに。「限度額適用・標準負担額減額認定証」

住民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を申請しましょう。この認定証を医療機関に提示すると、窓口での支払いが自己負担限度額までで済みます。入院の場合、提示しないと「一般」とみなされ、食事の負担額（表3）が減額されずに請求されるのでご注意ください。

### 【申請に必要な物】

- ①後期高齢者医療被保険者証
- ②過去1年間のうち、低所得者IIの減額認定証の交付を受けていた期間の入院日数が91日以上の方は、入院日数が分かる領収書

表3 入院時の食事の負担額（1食当たり）

所得区分	食事負担額	
低所得者I	100円	
低所得者II	入院90日まで	210円
	過去1年間で90日を超える入院	160円
一般・現役並み所得者	3月まで	360円
	4月から	460円

## いろいろな給付があります

### ▶後から払い戻す医療費

次のような場合、医療費はいったん全額負担になりますが、申請後、自己負担分を除いた額が療養費として支給されます。

- やむを得ない理由で、保険証を持たずに医療機関を受診した
- 医師が必要と認めたコルセットなどの補装具を作った
- 医師が必要と認めたはり・きゅう、マッサージや柔道整復\*を受けた

\*柔道整復：整骨院や接骨院で受ける、骨や関節、筋肉のけがの治療などを目的とした施術のこと

### ▶交通事故などに遭った

交通事故など第三者によりけがなどをした場合、後期高齢者医療で診療を受けるには届け出が必要です。示談の前に必ず健康保険課にご相談ください。

### ▶被保険者が亡くなった

葬祭を行った人へ葬祭費として3万円が支給されます。

### ▶介護保険との合計が高額になった

1年間（8月～翌年7月）の後期高齢者医療と介護保険の自己負担額合計が、世帯で表4の限度額を500円超えた場合、高額介護合算療養費として払い戻されます。

表4 高額介護合算療養費の限度額（年額）

所得区分	後期高齢者医療+介護保険の限度額
低所得者I	19万円
低所得者II	31万円
一般	56万円
現役並み所得者	67万円

ご不明な点は、お問い合わせください



## 問い合わせ・手続き先

健康保険課（市役所別館1階）… ☎613-8439  
✉kenkohoken@city.morioka.iwate.jp

都南総合支所税務福祉係（津志田14）… ☎639-9058  
玉山総合事務所健康福祉課（渋民字泉田）… ☎683-3869